# 北九州市監査公表第22号 令和4年11月15日

 北九州市監査委員
 小
 林
 一
 彦

 同
 廣
 瀬
 隆
 明

 同
 森
 本
 由
 美

 同
 渡
 辺
 均

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方 自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 措置を講じた局 総務局 市議会事務局 教育委員会
- 3 監査の期間令和3年11月5日から令和4年5月19日まで
- 4 監査公表の時期 令和4年7月29日(令和4年監査公表第12号)

#### 5 監査の結果に基づく措置状況

#### (1) 総務局

#### 監査の結果

#### 措置状況

#### ア その他事務

## (ア)公の施設の指定管理業務につい て

(男女共同参画推進課)

令和2年度の男女共同参画施設等( 北九州市立男女共同参画センター、北 | 指定管理者に伝え、情報共有するとと 九州市立東部及び西部勤労婦人センタ ー) の指定管理事務についてみたとこ ろ、管理施設の改修及び修繕について 、原則として市が執行すべき1件10 0万円以上のものを指定管理者が行っ ていたものがあった。

男女共同参画施設等(北九州市立男 女共同参画センター、北九州市立東部 及び西部勤労婦人センター)の管理運 営に関する基本協定書第15条によれ ば、管理施設の改修及び修繕について 、市の見積りにより1件100万円以 ルを変更し、変更内容周知のため、令 上のものは、市と指定管理者の協議に一和4年5月31日に課内研修を実施し より合意した場合を除き、市が実施す るものとなっているが、協議した記録 や決裁は作成されていなかった。

また、新型コロナウイルス感染症流 行に伴う施設の閉館により不用となっ た光熱水費等を改修及び修繕経費に流 用しているが、これについての協議の 記録や決裁は作成されていなかった。

適正な事務処理をされたい。

指摘された点については、速やかに もに、今後の工事にかかる協議・合意 ・記録方法について、協議を行った。

今後、市と指定管理者との協議記録 や決裁に漏れが生じないよう、決裁欄 を設けた協議依頼書の様式を定めるこ ととし、指定管理者へ同様式を使用し て協議を行うことを令和4年5月30 日に通知した。

令和4年5月22日に業務マニュア た。

#### 《局全体の対応について》

令和4年8月2日に実施した局内幹 部会において、今回の指摘事項の内容 を説明し、それを踏まえて各課の事務 を見直すとともに適正に事務を遂行す るよう指導した。

監査の結果

#### 措置状況

#### ア 契約事務

#### (ア) 契約事務について

(総務課)

市議会事務局総務課では、議会棟第 6 ・ 7 議員控室の登退庁盤が故障した ため、更新のための設置工事及び電気 た場合等において、法令・例規や事務 設備工事を発注したが、他の議員控室 の登退庁盤も故障したため、費用面を 含めた抜本的な対策を検討した。その 結果、タッチパネル方式での全面更新 を行うこととなり、既に発注した設置 工事と電気設備工事については契約変 は、電気部品の製作等が進行していた ため、これらの部品については、今後 務局で保管することとした。

この部品の納品に関して、別途、工 事請負業者と特命随意契約により委託 契約を締結していたが、工事契約の中 止により生じた相手方の損害について は、市契約規則に基づく協議により補 償することが可能であり、単に部品の 納品を目的とした委託契約であれば、 特命随意契約とする理由はない。

また、このような契約方法では、委 託契約締結前に部品の製作に着手させ ていたことになることや、工事契約に 係る収入印紙代等の諸経費を委託契約 で負担することとなり不適切である。

指摘された点については、契約を行 う場合、また、その内容に変更が生じ |処理要領等の確認を徹底するとともに 、疑義が生じた際は契約や会計担当部 署に確認を行ったうえで、適正な事務 処理を行うよう周知徹底を行った。

また、今後の再発防止策として、令 更により中止した。一方、当該工事で 和 4 年 8 月 4 日~8 日に実施した事務 改善会議において、事務局内全職員に |情報共有するとともに、法令や例規を 、タッチパネルが故障した場合や会派 はじめとして市委託業務要綱などの遵 が増えた場合の予備品として市議会事 | 守について、改めて周知徹底を図った

# 監査の結果 措置状況 市委託業務要綱では、地方自治法施 行令第167条の2第1項第2号及び 第5号から第7号までの規定を適用し て随意契約により契約を締結する場合 は、合理的な理由のある場合に限定し 、安易に随意契約によって契約をしな いようにするものとするとされている 適正な事務処理をされたい。

#### (3)教育委員会

監査の結果

#### 措置状況

#### ア 支出事務

#### (ア) 備品購入手続きについて

(学校保健課)

令和2年度の学校給食関係の備品購入について、発注日が同一で、一括して発注が可能と考えられるものを、納入場所ごとに分割して発注していた。 給食の提供に支障が生じないよう、学校から破損等の連絡を受けた都度発注したとのことであるが、その結果、1 世本とのことであるが、その結果、1 となり、契約における競争性が確保されていなかった。

市契約規則では、予定価格が少額な 契約の場合は随意契約を認めており、 さらに、予定価格が一定額以下の場合 は1者から見積書を徴して契約できる は1をとなっている。しかし、予定価格 が規則等で定める金額の範囲内に収ま るよう分割して契約することは、予算 の適正な執行、また、経済的かつ効率 的な執行の面からも適切でない。

給食の提供に支障が生じないよう在 庫を確保する等の対応策を検討し、適 正な事務処理をされたい。

指摘された点については、給食の提供に支障が生じないよう、また、効率的な予算執行の観点から、以下の対策を実施した。

1 これまで学校から食缶の更新要望 連絡を受け、破損度合い等により都 度必要性を判断し、発注していた運 用を令和4年5月30日に見直し、 過去の食缶調達実績を基に一定数の 食缶を入札により調達する方針とし た。

また、一括調達に伴い、在庫管理 表を作成し、食缶の在庫管理を行う とともに、その他備品更新に必要な 予算を確保しながら、必要に応じて 追加調達を行うこととした。

さらに、在庫がなく緊急的に食缶の更新が必要な場合も、緊急対応の必要性が確認できるよう、食缶更新に関する学校からの更新要望について、管理簿の様式を作成した。

- 2 見直した食缶調達方針に基づき、 令和4年6月16日に入札により食 缶調達契約を締結した。
- 3 令和4年6月29日に開催した事

### (イ)補助金等交付事務について (学校保健課)

令和2年度北九州市学校保健会補助 金(以下「補助金」という。)の交付|策を実施した。 事務について、北九州市学校保健会( 以下「学校保健会」という。)の学校 1 薬剤師部会事業にかかる実績報告書を 見ると、教室におけるホルムアルデヒ ド等揮発性有機化合物検査(以下「検 査」という。) のための道具を購入し ていた。

しかし、当該検査は、当初の補助金 交付決定の内容には含まれておらず、 変更交付申請の手続きも行われていな かったにも関わらず、学校保健課は検 査道具の購入費を含む額を補助金額と して確定していた。

なお、当該検査は、市の事業として 2 令和4年6月29日に開催した事 、公益財団法人北九州市薬剤師会に委 託して実施している。

市補助金等交付規則では、補助事業 等の内容、経費の配分または執行計画 の変更をする場合は、市長の承認を受 けることとされており、また、実績報 告書の審査および必要に応じて行なう 現地調査等により、その報告に係る補 助事業等の成果が補助金等の交付の決し、全課に対し今回の指摘内容について 定の内容およびこれに付した条件に適 通知し、今後、同様の事案が生じない 合するものであるかどうかを調査し、 適合すると認めたときは、交付すべき 補助金等の額を確定し、補助事業者に 通知するものとされている。

指摘された点については、以下の対

- 学校保健課の事務手順書に、各支 部で事業計画が変更となった場合は 、変更申請書の提出を随時求め、各 部会からの変更申請をもとに学校保 健会事務局から北九州市への変更申 請を行うこと、事業報告の際は申請 時(変更申請を含む)に提出された 事業計画と事業報告内容を照合し、 事業の実施内容が変更となっていな いかどうかを確認することを追記し た。
- 務改善会議にて、令和3年度定期監 査における指摘事項及びその他注意 メモを課内にて情報共有し、適正な 事務処理の徹底を周知し、再発防止 に向けた注意喚起を行った。

教育委員会では、令和4年8月1日 よう周知した。

監査の結果	措	置	状	況
適正な事務処理をされたい。				